

津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）指定管理者候補者の選定結果について

1 経緯

令和5年8月21日（月）から津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき、指定管理者の公募を行い、津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、下記のとおり指定管理者候補者を選定しました。

2 選定委員会委員

委員長 奥田 寛次 総務部長
委 員 倉田 浩伸 政策財務部長
委 員 南条 弥生 市民部長
委 員 辻岡 賢二 環境部長
委 員 富山 晃伸 津公共職業安定所長

3 選定の経過

募集要項等の配布	令和5年8月21日（月）～9月8日（金）
説明会の開催	令和5年9月11日（月）
質問の受付	令和5年9月7日（木）～14日（木）
質問の回答	令和5年9月15日（金）
応募書類の受付	令和5年9月15日（金）～22日（金）
応募資格の確認	令和5年9月29日（金）
選定委員会の開催	令和5年10月5日（木）

4 応募者の数

1 者

5 審査の方法と経過

応募者については、選定委員会の事務局（商業振興労政課）において、募集要項の応募資格に適合しているかを点検し、資格を有することを確認した上で、選定委員会の審査に付しました。

委員会の審査は、評価表に基づき採点し、各審査員の評価点の総合計が、全体の70%以上の点数（350点以上）を取得した場合、その法人その他の団体を候補者として選定します。

なお、応募者の評価結果については、次のとおりでした。

【評価結果】

[評価対象団体・・・A]

割合 総合計 / 500	74.2%	総合計	371
-----------------	-------	-----	-----

1 公の施設の管理者としての団体としての妥当性

評価基準	評価項目	配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	小計
(1) 住民の平等利用が確保することができるものであること。	ア 公の施設の管理を行う上での考え方は妥当か	5	4	4	5	4	5	22
	イ 利用者の平等利用に係る考え方や取組は妥当か	5	5	3	5	4	4	21
(2) 施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。	ア 施設の管理・運営に係る人員の配置計画及び経理処理の計画は妥当か	5	3	4	3	4	5	19
	イ 個人情報の保護、守秘義務に係る考え方や従業員への徹底は妥当か	5	4	3	5	4	4	20
	ウ 緊急事態への対応に係る考え方や取組は妥当か	5	4	3	4	4	5	20
(3) 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。	ア 申請団体の運営方針、経営方針及びこれまでの実績等から当該施設の管理の安定した管理運営が期待できるか	5	4	4	5	5	5	23
	イ 指定管理者として安定した運営を行う上で、必要な人員の確保が期待できるか	5	3	4	3	5	5	20
	ウ 指定管理者として安定した運営を行う上で、必要な財政的基礎を有しているか	5	4	3	4	4	5	20
合計								165

2 経費の縮減

評価基準	評価項目	配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	小計
(1) 収支計画が妥当であり、管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。	ア 収支計画の実効性が見込まれるか	20	10	10	9	10	16	55
合計								55

3 市民サービスの向上

評価基準	評価項目	配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	小計
(1) 施設の効用を最大限発揮できるものであり、市民サービスの向上を図ることができるものであること。	ア 地域住民及び利用者の意見の反映が期待できるか	10	9	9	7	8	8	41
	イ 施設の設置目的や現状を踏まえた利用促進が期待できるか	10	8	8	7	8	8	39
(2) 地域や利用者のニーズに合った事業展開を見込めるとともに、地域特性への配慮等、地域の活性化を十分に考慮したものであること。	ア 自主事業の実現性が見込まれるか	10	6	7	5	7	7	32
	イ 施設の設置目的や現状を踏まえた利用者へのサービス向上が期待できるか	10	8	8	8	8	7	39
合計								151

6 指定管理者候補者の選定

(1) 指定管理者候補者

一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター

(2) 選定理由

津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）指定管理者候補者選定基準及び津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）指定管理者候補者審査要領に基づき、「1 公の施設の管理者としての団体の妥当性、2 経費の縮減、3 市民サービスの向上」について、選定委員会において審査をした結果、500点満点のうち、応募者の評価点が350点（70%以上）を超えたことから、A者を指定管理者候補者とすることを決定しました。